

雇用の維持を図る事業主を支援します

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業および教育訓練)または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

中小企業緊急雇用安定助成金は、中小企業事業主向けに雇用調整助成金の助成内容を拡充した制度です。

◆支給対象◆

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者
ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間(賃金締め切り期間)の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、被保険者期間が6か月未満の労働者は対象になりません。

◆主な支給要件◆

以下の要件を満たす事業主

- ① 次の生産量要件を満たすこと
最近3か月の生産量、売上高などの指標がその直前3か月または前年同期と比べて5%以上減少していること
(中小企業で前期決算等の経常損益が赤字の場合、5%未満の減少でも可能)
- ② 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること(計画届とともに協定書の提出が必要)

◆受給手続き◆

この助成金は事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です(最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます)。

支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。(裏面イメージ参照)

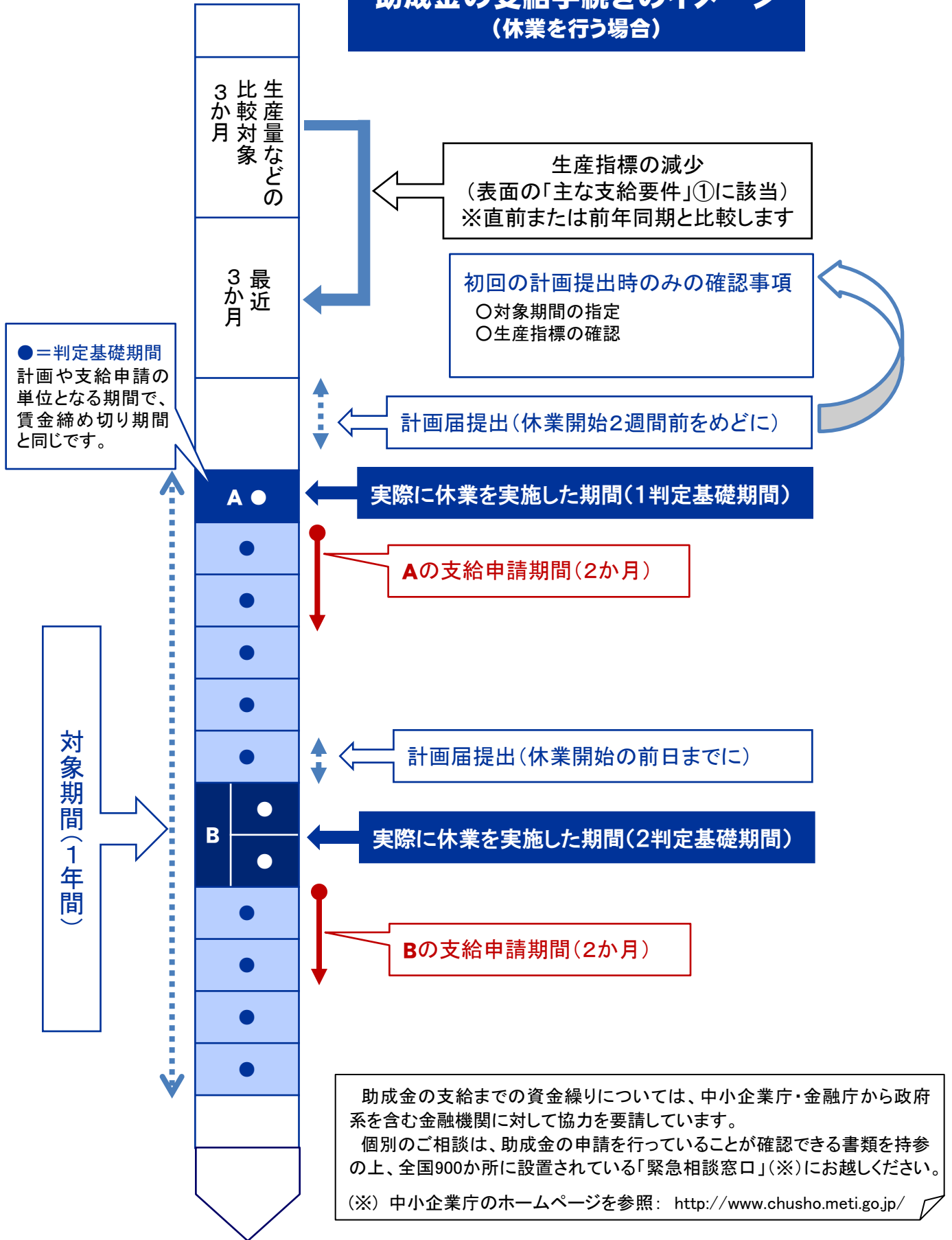
助成内容と受給できる金額

●教育訓練を実施したときの加算額を除いた日額は、助成率にかかわらず、対象労働者1人たり7,890円が上限です。(平成23年8月1日現在)	雇用調整助成金 (大企業)	中小企業緊急 雇用安定助成金 (中小企業)
休業等を実施した場合の休業手当または賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率)	2/3	4/5
解雇等をしていない場合(※)	3/4	9/10
障害のある人の休業等、出向の費用に対する助成(率)	3/4	9/10
教育訓練を実施したときの加算(額):事業所内訓練	(1人1日当たり) 2,000円	(1人1日当たり) 3,000円
教育訓練を実施したときの加算(額):事業所外訓練	(1人1日当たり) 4,000円	(1人1日当たり) 6,000円

(※)判定基礎期間とその直前6か月の間に解雇等をしていない場合をいいます。解雇等には、雇止め、派遣労働者の中途契約解除などを含みます。



助成金の受給手続きのイメージ (休業を行う場合)



詳細は、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。